

空 調 夏 期 契 約
選 択 約 款

2026年4月1日実施

妙高グリーンエナジー株式会社

目 次

1. 適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
付 則	4
別 表	
第1. 空調夏期契約に適用する料金表	5

1. 適用

- (1) この空調夏期契約選択約款（以下「選択約款」といいます。）は、当社が別途定めるガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）別表第1に定める新井供給区域に適用し、妙高高原供給区域には適用できません。
- (2) この選択約款は、小売約款と合わせて適用いたします。なお、この選択約款に定める事項について小売約款に異なる定めがある場合、当該事項についてはこの選択約款の規定を適用いたします。
- (3) この選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、小売約款の2.（3）（4）の規定に準じて、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、前項に定める選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約使用可能量」… 空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を小売約款の30の規定で定める標準熱量（メガジュール）で除し、3.6を乗じた値をいいます。（小数点以下切捨て。）ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- (3) 「空調機器」… 消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、新井供給区域のお客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款は、新井供給区域のお客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算

定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 申し込みの受付場所は、妙高グリーンエナジー株式会社といたします。
- (4) 当社は、本契約を解約又は他の約款に定める契約種別へ変更したお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申込をする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」という。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定した料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日を経過する日（その日が休日にあたるときは、その直後の休日でない日）までの期間（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。
- (2) お客さまは、料金の支払いを早収料金適用期間経過後に行う場合は、早収料金に100分の103を乗じて得た額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、4月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）の期間については、別表の料金表を適用して早収料金を算定し、12月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から3月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、当該調整単位料金に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。

① 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／
100円×（1＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／
100円×（1＋消費税率）

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（1トン当たり）

86,430円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の調整単位料金の適用基準に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス（以下「LNG」といいます。）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン（以下「LPG」といいます。）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.9530＋トン当たりLPG平均価格×
0.0585

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

平均原料価格と基準平均原料価格との差額で、次に掲げる区分により、次の算定式により算定した額（当該金額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(3) 当社は、(1)に基づき調整単位料金を算定したときは、当該調整単位料金を公表いたします。

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、2026年4月1日から実施いたします。

(別表第1)

空調夏期契約に適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とし、流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じて算定いたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は第8条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ア 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - イ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ウ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - エ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - オ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - カ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - キ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ク 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	7,700.00円
------------------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	539.00円
------------	---------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.64円
------------	---------

(4) 調整単位料金

前号の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。